令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

41

学　校　名	福岡県立博多青松高等学校
課程又は教育部門	通信制課程

１　本校におけるいじめ防止等のための目標
（１）本校におけるいじめ防止等のための目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
（２）いじめの定義・態様・認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　いじめの未然防止
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）具体的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）いじめ防止のための（職務別）チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）部活動・同好会に参加する生徒に対しての取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　いじめの早期発見
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）いじめ早期発見のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）いじめの早期発見のための（職務別）チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　いじめに対する措置
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）いじめの発見・通報を受けた時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（５）いじめが起きた集団への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（６）ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（７）いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）
（１）重大事態の発生と調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　いじめの防止等の対策のための組織・
（１）組織の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能・・・・１１

７　学校評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

1　本校におけるいじめ防止等のための目標

（1）いじめの定義・態様・認識

ア　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

イ　いじめの態様

□冷やかし、からかい、悪口、脅し文句など
□軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る
□金品をたかる、金品を隠す、盗む、壊す、捨てる
□嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせる
□仲間外し、集団による無視など
□インターネットやＳＮＳ上での誹謗・中傷など

ウ　いじめの認識

たとえ、生徒が「苦痛は感じているが、いじめとは思わない」と言明しても

・深刻な苦痛を感じている
・精神的な苦痛※を感じている
・心身の苦痛を感じている

のうち、一つでも該当すれば「いじめ」と解釈する。
※精神的苦痛とは、苛立ち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感などをいう。

（2）本校におけるいじめ防止等のための目標

ア　いじめの未然防止
① すべての生徒が達成感を持てる授業づくり
② あらゆる活動を通して、お互いを認め合う関係づくり
③ いつでも、どこでも、誰にでも相談できる雰囲気づくり

イ　いじめの早期発見
① いじめの兆候の迅速な把握
② きめ細やかな教育相談
③ いじめの積極的な認知

ウ　いじめに対する適切な措置
① 報・連・相の徹底
② 組織対応の徹底

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）基本的な考え方

いじめの問題の根本的な解決のためには､未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、生徒一人ひとりの豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、全ての生徒の人権が尊重され、それぞれの生徒の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

（２）具体的取組

ア　いじめについての共通理解のための方策

① 教職員がいじめについての共通理解をもつために、「いじめ防止対策推進法」の趣旨と内容および、「学校いじめ防止基本方針」について周知徹底を図る等の研修を行う。

② 生徒がいじめについての共通理解を持つために、年次集会や地区集会、ホームルーム活動を通して、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

① 授業や総合的な探究の時間を通して、道徳教育や人権教育の充実に取り組み、いじめに向かわない態度や能力を育成するとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

② 生徒の社会性を育むために、校内ボランティア活動などの体験活動を推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の注意

① いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、常日頃から一人ひとりを大切にした、わかりやすい授業づくりに努める。

② 公開授業を積極的に行い、視聴覚教材やＩＣＴ機器の活用を行い、わかりやすい授業を行うことにより、生徒の自己肯定感を育む。

③ ストレスを感じた場合でも、そのはけ口を他人に向けるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対応できる力を育む。

④ 体罰はもとより教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり､いじめを助長することがないよう、指導のあり方に細心の注意をはらう。

⑤ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させいじめを深刻化する。

⑥ 発達障がいやＬＧＢＴＱ等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員への正しい理解を促進するため、生徒情報交換会、教育相談研修会等を実施し、適切に指導に当たる。

エ　自己有用感や自己肯定感を育む　－いじめに対応できる生徒の育成を目指して－

①学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。

②自己肯定感を高める体験の機会、困難な状況を乗り越える体験の機会を積極的に設ける。

オ　生徒のいじめ防止に対する取組

①生徒会による「いじめ防止宣言」など、生徒が主体的に取り組む場を設定する。

②生徒が、友人の相談に乗ること、友人からの相談を教員や保護者等に相談することが当たり前になるような取組を目指す。

③設置した相談ポストの周知と適切な運用に努める。

（3）いじめ防止のための（職務別）チェックリスト

職務	具体的措置
ホームルーム担任 教科担当	□一人ひとりを大切にした、達成感のある、わかりやすい授業を行っているか？ □相談しやすい人間関係（信頼関係）を構築しているか？ □日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気をホームルームや各講座でクラス全体に醸成しているか？ □はやし立てることや、見て見ぬ振りも、いじめを肯定していることを理解させ、傍観者から仲裁者への転換を促しているか？ □生徒に対して不適切な言動をとることなく、指導の在り方に細心の注意を払っているか？
養護教諭	□教育活動の様々な場面において、命の大切さを取り上げるよう工夫しているか？ □収集した生徒情報を、関係職員と適切に（迅速に）共有しているか。
生徒指導担当教員	□いじめ問題を校内研修会等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか？ □関係機関からの情報の収集や交換、連携に取り組んでいるか？
管理職	□全校生徒が集まる機会に、いじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成しているか？ □道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進に計画的に取り組んでいるか？ □生徒が自己有用感を高める場面や困難な状況を乗り越える体験を積極的に設けるように教職員に働きかけているか？ □いじめ防止に向けて、生徒自らが主体的に参加する取組を推進しているか？

（4）部活動・同好会に参加する生徒に対しての取組

ア　部活動・同好会における人間関係は、校内外を問わず密接な関係や競争的な関係になりやすく、いじめを見ていた他の部員が教職員に相談できなかったり、顧問がいじめを発見するのが遅れたりすることを念頭に置いて、未然防止に努める。

イ　定期の部活動・同好会顧問会議の中で、部活動・同好会における生徒への指導が、技術指導のみに偏ることなく、また、活動が生徒任せになることなく、教育活動の一環であることを念頭においたものになっているか研修及び情報交換を行う。

ウ　部活動・同好会顧問は、生徒がお互いを尊重することができる集団づくりに努めるとともに、生徒自身が自らの行動を考え、振り返る機会(部活動ノートの活用等)を設ける。

エ　部活動・同好会顧問は、関係職員(ホームルーム担任等)との情報交換を随時行い、部活動・同好会内外での人間関係の把握や様相観察に努め、些細な変化を見逃さないよう努める。また、顧問による保護者等への定期的な連絡等により関係構築を図り、学校と家庭とが連携した指導・支援を行うことができるよう努める。

オ　活動場所（更衣室や倉庫を含む）は、各顧問で管理を徹底し、更衣や道具等の出し入れを終えたら速やかに退室させる。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的な考え方

ア　いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
⇒大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われる。

イ　いじめを積極的に認知する。
⇒たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。

ウ　日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

エ　生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、細心の注意を払う。

オ　教職員相互が積極的に生徒の情報交換・情報共有を行う。

（２）いじめ早期発見のための措置

ア　月１回、生徒へアンケートを実施する。そのうち年間３回（６月・１１月・２月）は、いじめに特化したアンケート（無記名）を実施し、学校全体の実態把握に努める。また年間７回（４月・７月・８月・９月・１０月・１月・３月）は、記名アンケートを実施し、個別生徒のいじめの実態把握に努める。加えて、年間２回（５月・１２月）は、アセスを活用し、個別生徒のいじめの実態把握に加えて、生徒一人ひとりの学校環境（６因子のうち、特に生活満足感、友人サポート、非侵害的関係について注視）への適応感を把握し、きめ細やかに対応する。
　なお過去に対人関係のトラブルを経験した生徒が多いため、アンケートの内容・回収方法に配慮する。

イ　随時実施の教育相談により、いじめの実態把握に努める。

ウ　年次集会及び地区別集会等、ホームルーム活動を通じて、「相談箱」の周知徹底を図り、いつでも相談できる態勢を作る。

エ　教育活動全体を通じ、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
※生徒に対して多忙さやイライラした態度を見せることは避ける。生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることはあってはならない。

オ　年間２回（７月、１２月）に保護者向けアンケートを実施し、家庭との連携を図る。

カ　「教育相談だより」「生徒指導だより」「家庭用チェックリスト」や三者面談等を通じて、電話を含む保護者からの相談に迅速に対応する。

キ　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、生徒や保護者等がいじめに係る相談をしやすい体制を作る。

ク　いじめ防止対策委員会（法第２２条）において、アンケート結果を分析し、年間３回、学校環境の改善充実について協議し、改善策を提案する。

ケ　いじめに関する情報については必要に応じ、職員全体で共有する。

（3）いじめの早期発見のための（職務別）チェックリスト

職務	具体的措置
ホームルーム担任 教科担当	□日常的に生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、細心の注意を払っているか？ □授業外の時間においての生徒との雑談や学習記録ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握するように努めているか？ □二者面談や家庭訪問の機会を積極的に活用し、教育相談を行っているか？
養護教諭	□保健室を利用する生徒との雑談の中などで、様子に目を配るとともに、機会を捉え、悩みを聴くなどしているか？ □収集した生徒情報を、関係職員と適切に（迅速に）共有しているか？
生徒指導担当教員	□アンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組んでいるか？ □いじめアンケートや学校生活アンケート実施計画、ＳＣやＳＳＷによる教育相談の活用、相談箱について生徒・保護者等に事前に周知しているか？ □校内外の巡視を行い、生徒の生活の場に異常がないか確認しているか？
管理職	□生徒や保護者、教職員がいじめに関する相談を行いやすい体制を整備しているか？ □教育相談が適切に機能していることを定期的にチェックしているか？

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的な考え方

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、組織的に対応する。いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、法第２２条の学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）を活用して行う。

イ　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ウ　いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることが再発防止に大切なことである。具体的ないじめの事象の中にはいじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。そのため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

　いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援はもちろん、何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

　また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化に適切に対応していかなければならない。

エ　インターネットや携帯電話、ＳＮＳ等を利用したいじめについても、学校生活全体における教職員による観察や個人面談、いじめアンケート等を通して情報収集に努め、適切に対応する。

オ　教職員全員の共通理解のもと、保護者等の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア　些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に対応する。いじめと疑われる行為を発見した場合にはその場でその行為を止め、生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や通報、訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際は、直ちにいじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

　その後、いじめの疑いを発見した・通報を受けた教職員は法の規定のとおり、速やかに生徒指導担当主幹又は管理職に報告し、管理職は疑いのある事案を把握した段階で県教育委員会へ第一報を行う。加えて、いじめやいじめの疑いについての教職員の情報共有についても迅速に行い、組織として適切な対応に取り組む。

イ　報告を受けたいじめ疑いの事案については、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。その後はいじめ防止対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。

ウ　事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、いじめ防止対策委員会で対応を協議する。

エ　被害生徒・加害生徒の保護者等への連絡については複数の教職員が家庭訪問をする等、丁寧に対応する。

オ　加害生徒に対して、必要な教育上の指導を行うが、十分な効果を上げることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署や少年サポートセンターへ相談し、対応を検討する。

　なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、警察署に通報の上、関係機関（児童相談所、医療機関等）とも連携して対応する。

カ　部活動・同好会に参加する生徒に対しての対応

①　部活動・同好会内で、いじめが疑われる事象が発生した場合にも、上記（2）アと同様に、直ちに生徒指導担当主幹または管理職に連絡し、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に取り組む。部活動・同好会顧問が部活動・同好会内部のみで収拾を図るような閉鎖的な対応にならないようにする。
②　いじめ防止対策委員会で、いじめの原因を多角的に分析して解決を図る。また、同様なことが発生しないように対策を立て、学校全体で共通理解を図る。
③　非常勤講師や部活動指導員等の外部指導者に対し、部活動の指導を開始する前に「上記カ①」の内容について、各顧問より周知する。

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア　いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

イ　家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。

ウ　いじめられた生徒や保護者等に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員による当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

エ　いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族など）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。

オ　いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

カ　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、少年サポートセンターなど、専門家等の協力を得る。

キ　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じ、適切な支援を行う。

ク　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、保護者へ適切に提供する。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

ア　いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、少年サポートセンターなど専門家等の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

イ　事実関係を聴取したら、迅速に保護者等に連絡し、事実に対する学校の取組について保護者等の理解や納得を得た上で以後の対応を適切に行う。その際は、保護者等の理解と協力を求めるとともに、保護者等に対する継続的な支援も行う。

ウ　いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ　いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

オ　いじめの状況に応じて、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。その際は個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意する。

カ　教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、いじめた生徒に対して懲戒を与えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を与える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

ア　いじめに関わった生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変革につなげる。

イ　同調したりはやしたてたりしていた生徒や見て見ぬふりをしていた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤立感・孤独感を深めるものであることを理解させる。

ウ　すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、かならず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ことを生徒に徹底して伝える。

（６）ネット上のいじめへの対応

ア　早期発見

①　生徒が職員にいつでも被害を訴えることができる信頼関係づくりに努め、相談を受けた教職員は直ちに生徒指導担当主幹または管理職に報告する。

②　生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害に対する相談機関の取組について、定時制集会・年次集会やホームルームで周知する。

イ　情報モラル・リテラシー教育の推進

①　ホームルーム活動や各教科・科目等において情報モラル教育を進めるとともに、生徒指導だよりを活用し、保護者等に対しても情報モラル・リテラシー教育についての理解を求める。

②　警察署、少年サポートセンターやその他の関係機関と連携を図り、講演会等を通じてＳＮＳ使用上の留意点について生徒の理解を深める。

ウ　発見・発覚後の対応

①　ネット上の不適切な書き込み（名誉棄損やプライバシー侵害等）については、被害の拡大を避けるため、※プロバイダに対して速やかに情報発信の停止と情報の削除を求める。これが困難な場合は、福岡県警察本部サイバー犯罪対策課に相談する。

※プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順：平成２４年３月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照

②　必要に応じて法務局（人権擁護事務・人権相談）に協力を求める。

③　生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。※「５　重大事態への対応」参照。

（7）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

なお、いじめが解消したか否かの判断については、いじめ防止対策委員会でのいじめ解消の２つの要件に関する事実の確認や協議を経て校長が判断する。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じておらず、安心して登校し、学校生活が送れていることを確認する。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会を通じて県知事に報告するとともに、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

（2）調査結果の提供及び報告

調査の組織、方法、方針、経過、事実関係に関する情報については、保護者等に対して、適時・適切な方法で情報提供及び説明を行う。

また、調査によって明らかになった事実関係について、県教育委員会を通じて県知事に報告する。その際、同種の事態防止策や上記保護者等の調査結果に対する所見を含める。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ防止対策委員会

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
イ　いじめの相談・通報の窓口。
ウ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
エ　いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携等の対応を組織的に実施。
オ　学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や生徒指導だより、教育相談だより、年次通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア　発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
イ　客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
ウ　当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として調査を行う。

7　学校評価

いじめに関する学校評価および評価項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する必要がある。

また、学校評価において、いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行わなければならない。

以上のことを踏まえ、次のように学校評価を実施する。

［学校いじめ防止基本方針に関する学校評価表］

カテゴリー	評価項目（達成目標）	評価 （5 段階）	改善のための具体的方策
本校におけるいじめ防止等のための目標	いじめ問題克服に向けた取組について、職員の意識や態度は統一され、高まっているか？		
いじめの未然防止	職員の共通理解を図るための効果的な研修が行われたか？		
	すべての生徒が達成感を持てる授業づくり、すべての教育活動を通した、お互いを認め合う関係づくりを推進することができたか？		
	学校全体として、いつでも、どこでも、誰にでも相談できる雰囲気づくりを推進することができたか？		
いじめの早期発見	月に 1 回の生徒へのアンケートを適切に実施し、実態を的確に把握できたか？		
	年 2 回の保護者等へのアンケートを適切に実施し、実態を的確に把握できたか？		
	保護者等からの相談に迅速に対応できたか？		
	ＳＣやＳＳＷを適切に活用し、その後迅速な対応ができたか？		
	いじめ防止対策委員会において学校環境の改善充実について協議し、改善策が提案できたか？		
いじめに対する措置（ネット上含む）	いじめの発見・通報を受け、迅速かつ適切に対応できたか？		
	いじめられた生徒及び保護者等に対する支援は迅速かつ適切に行われたか？		
	いじめた生徒への指導及び保護者等への助言は適切に行われたか？		
	いじめが起きた集団への働きかけは適切に行われたか？		
重大事態への対処	発生事案について県教育委員会に対し迅速に報告したか？		
	発生事案について迅速かつ適切に調査を行い、事態の解決に向け対応できたか？		
	発生事案に対する調査結果は迅速に県教育委員会に報告したか？		
	発生事案に対する調査結果について、いじめを受けた生徒、保護者等に適切に説明できたか？		

※評価基準

5	4	3	2	1
高度にできた	適切にできた	概ねできた	不十分であった	できなかった